

第 1 編

総 論

- 第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針
- 第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第 4 章 市の地理的、社会的特徴
- 第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

大村市民は、世界の恒久平和を守り、この美しく豊かな地球を子孫に引き継いでいくという人類共通の願望を持ち、明るく平和で安全な郷土を築くことを責務として、「非核・平和都市大村」を宣言している。国においても諸外国との友好に努め、一層の外交努力をはらうことが何よりも重要であり、大村市においても、今後とも平和へのはたらきかけを行っていくものである。

しかし、近隣国においては、現在もなお核・軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしている現実がある。

大村市は、この現実から万が一、武力攻撃事態等がおこった場合に住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、大村市の責務を明らかにするとともに、大村市の国民の保護に関する計画の位置づけ、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

大村市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

大村市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、大村市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

大村市国民保護計画には、当該区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

大村市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力等

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化への支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他の要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

特に、外国人への国民保護措置の適用については、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、市内に居住又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社、放送事業である指定公共機関及び指定地方公共機関以外の指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、武力攻撃

事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

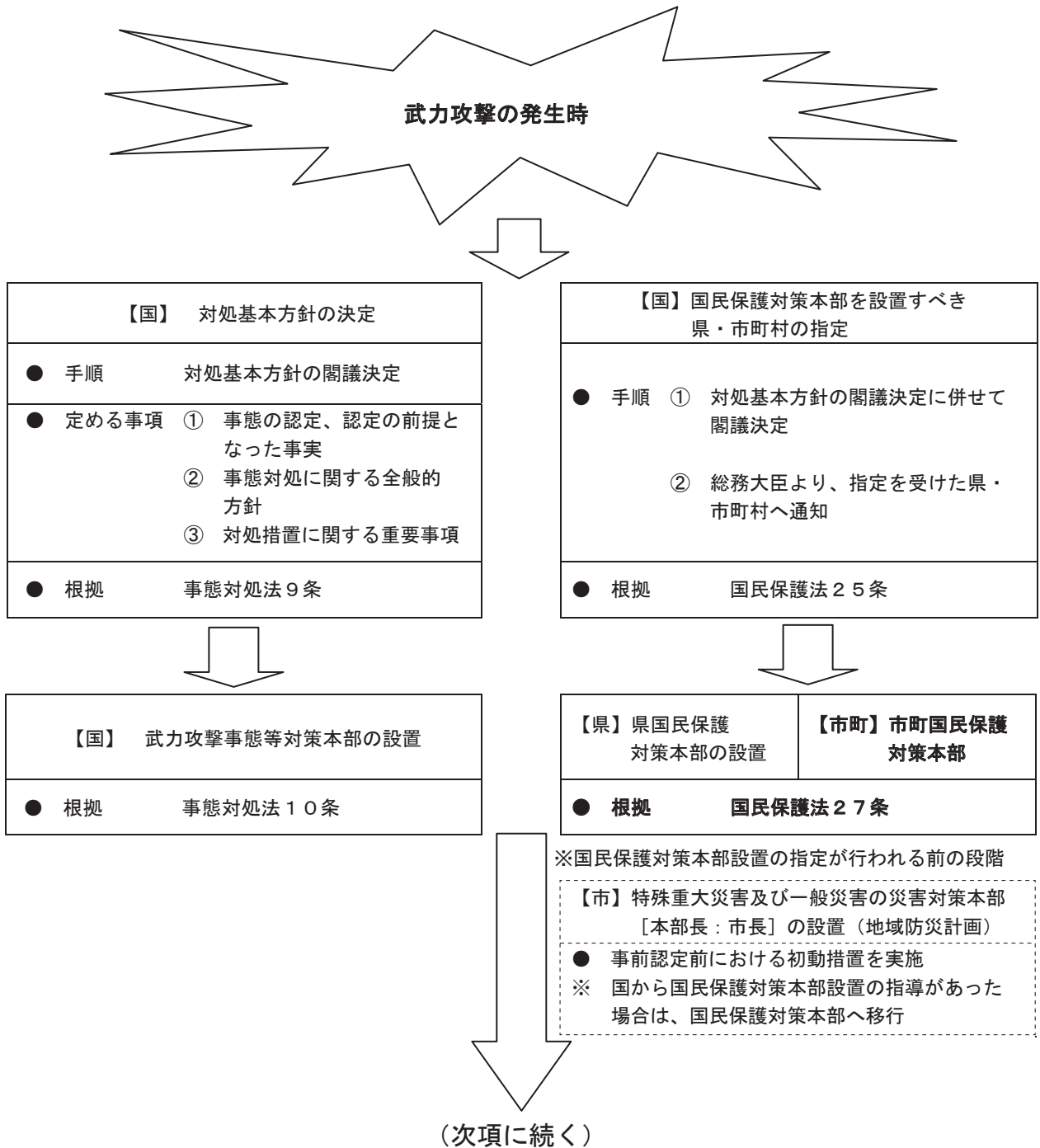
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

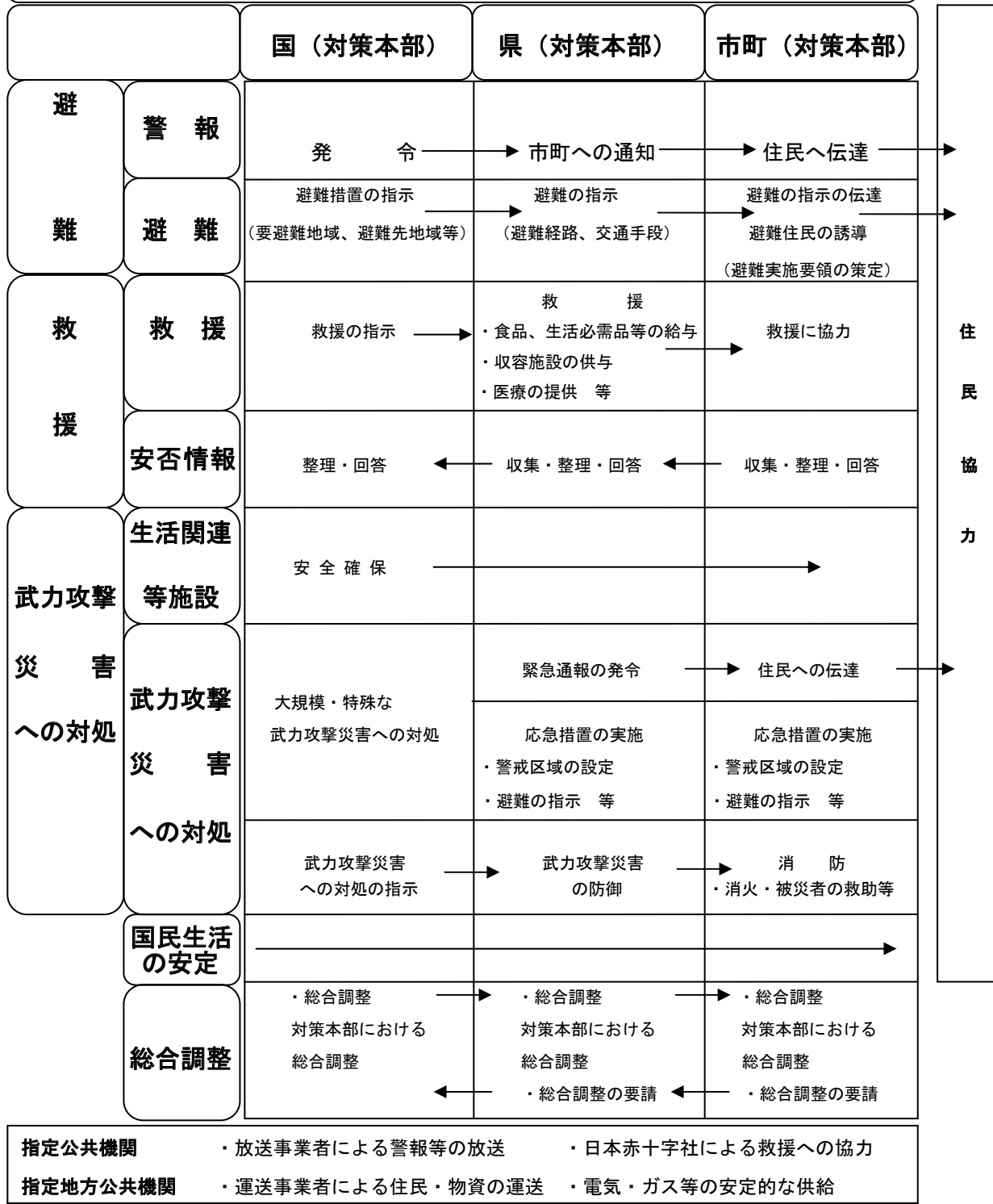
市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を図るため国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係間の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民の保護に関する措置の仕組み



国民保護措置の実施



指定公共機関 ・放送事業者による警報等の放送 ・日本赤十字社による救援への協力
 指定地方公共機関 ・運送事業者による住民・物資の運送 ・電気・ガス等の安定的な供給

国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

国民保護措置について、国、県、市町、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 警報の発令 2 武力攻撃事態等の情報の提供 3 避難措置の指示、救援の指示・支援 4 放射性物質等（NBC（核・生物・化学）災害）による汚染への対処 5 原子炉等による被害の防止 6 危険物質等に関する危険の防止 7 感染症等への対処

関係機関（指定行政機関等）の名称

内閣府	財務省	資源エネルギー庁
国家公安委員会	国税庁	中小企業庁
警察庁	文部科学省	国土交通省
金融庁	スポーツ庁	国土地理院
消費者庁	文化庁	観光庁
総務省	厚生労働省	気象庁
消防庁	農林水産省	海上保安庁
法務省	林野庁	環境省
公安調査庁	水産庁	原子力規制委員会
外務省	経済産業省	防衛省
		防衛装備庁

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関（県）の名称	
県庁（本部）	県北振興局
長崎振興局	五島振興局
県央振興局	壱岐振興局
島原振興局	対馬振興局

【市町】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関（県内市町）の名称			
長崎市	対馬市	長与町	佐々町
佐世保市	壱岐市	時津町	新上五島町
島原市	五島市	東彼杵町	
諫早市	西海市	川棚町	
平戸市	雲仙市	波佐見町	
松浦市	南島原市	小値賀町	

(12市8町)

関係機関（消防機関）の名称
県央地域広域市町村圏組合消防本部（県央消防本部）

【指定地方行政機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局 ：大村警察署	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互互助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局 ：長崎防衛支局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局 （熊本市）	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局 ：長崎財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関 ：長崎空港出張所	輸入物資の通関手続
九州厚生局 （福岡市）	救援等に係る情報の収集及び提供
長崎労働局 （長崎市）	被災者の雇用対策
九州農政局 ：長崎地域センター	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局 ：長崎森林管理署	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局 （福岡市）	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部 （福岡市）	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局 ：長崎河川国道事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局 ：長崎陸運支局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
九州地方環境事務所 （熊本市）	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定地方行政機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪航空局 ：長崎空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部 (福岡市)	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台 ：長崎地方气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区 海上保安本部 ：佐世保海上保安部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

関係機関（自衛隊）の名称
自衛隊長崎地方協力本部（長崎市）
陸上自衛隊 西部方面総監部（熊本市）、第4師団司令部（福岡市） 第16普通科連隊（大村市）、第7高射特科群（大村市）
海上自衛隊 佐世保地方総監部（佐世保市）、第22航空群（大村市）
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部（福岡市）

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

関係機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者：九州電力	電気の安定的な供給
ガス事業者：九州ガス	ガスの安定的な供給
上下水道事業者 ：大村市上下水道局	水の安定的な供給
郵便事業を営む者	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行長崎支店 及び県内所在の銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

「指定行政機関等」、「国の関係出先機関等（指定地方行政機関・自衛隊）」、「関係指定公共機関」、「指定地方公共機関」、「県（出先機関）」、「市町機関（教育委員会を含む）」、「消防機関」、「その他の関係機関」の連絡先については、別途に一覧性を持った資料として整理しておくものとする。

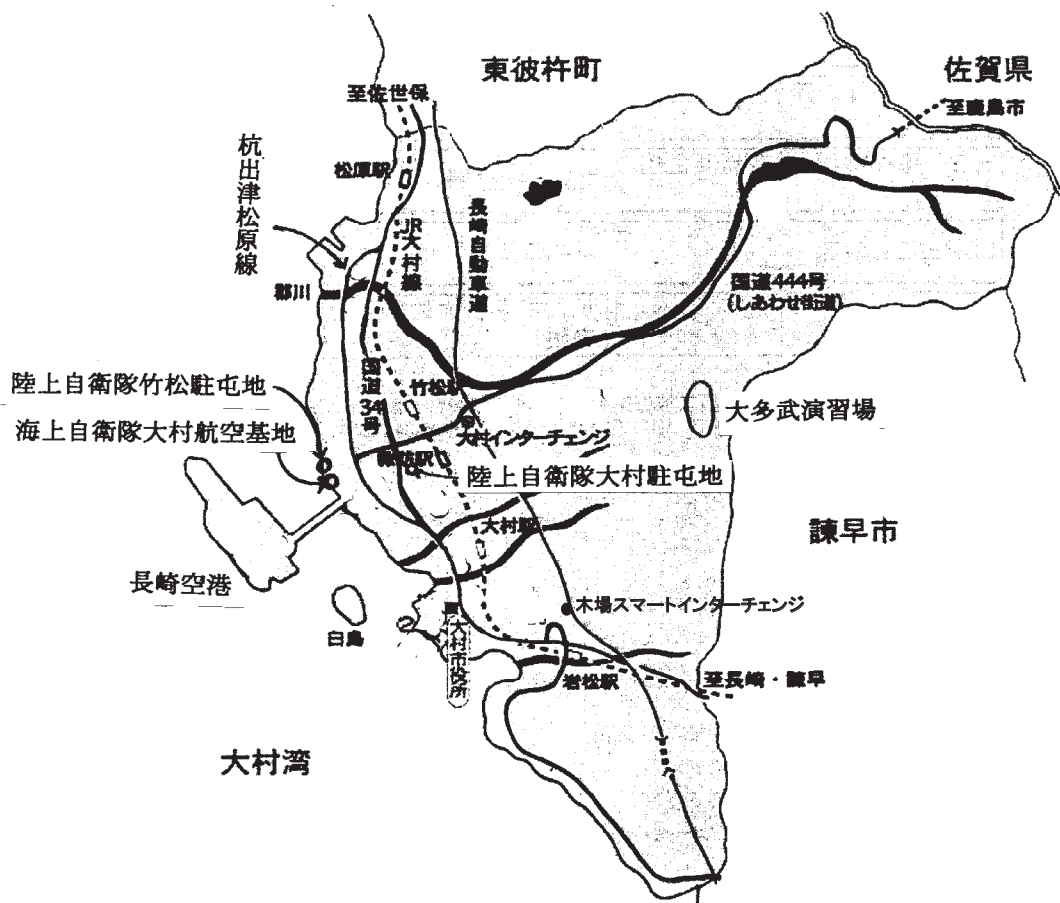
第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地 形

大村市は、長崎県のほぼ中央、長崎市と佐世保市の間に位置し、東は多良山系により、佐賀県と諫早市に接し、西は大村湾、南は諫早市、北は東彼杵町に接しており、最長箇所では東西約14 km、南北約16.6 km、面積126.64 km²（県土の約3.1%）という地形である。

【大村市主要施設、幹線等略図】



2 気 候

気候は海洋性の気象地帯に属し温暖で、平年の平均気温が17℃、年降水量が1760ミリ前後である。

風は年間を通じて北西～北の風及び南東の風が多いが、夏期（6～8月）には、南西の風が吹くことが多い。

3 人 口

人口は、平成27年の国勢調査によると92,757人であったが、平成29年10月には93,834人と微増しており、県土面積の3.1%に対し、県人口の6.7%が居住している。

長崎県では昭和60年を境に人口が減少しているが、大村市の人口は微増している。

【大村市内地区別人口・世帯数】 (平成30年7月1日現在)

地 区 名	世帯数 (戸)	男性 (人)	女性 (人)	人口計 (人)
大村地区	11,207	12,332	14,437	26,769
西大村地区	12,835	14,479	15,681	30,160
三浦地区	1,045	1,436	1,479	2,915
鈴田地区	1,025	1,403	1,500	2,903
萱瀬地区	680	901	1,041	1,942
竹松地区	8,895	11,342	12,065	23,407
福重地区	1,436	1,916	2,138	4,054
松原地区	764	942	1,100	2,042
合 計	37,887	44,751	49,441	94,192

※長崎県 28年7月：1,368,309人 29年7月：1,355,763人 30年7月：1,341,702人 : 減少

大村市 28年7月： 93,034人 29年7月： 93,521人 30年7月： 94,192人 : 増加

4 主要道路

市内道路網の重要幹線である国道34号は特に朝夕に交通渋滞を引き起こしており、その渋滞解消や緩和を図るため、国土交通省により、大村市内の道路拡幅事業が進められている。

市内を南北に縦貫する一般県道大村外環状線においては、平成22年度から都市計画道路池田沖田線全線で事業着手され、新幹線新大村駅（仮称）へのアクセス道路、地域の幹線道路として長崎県により、事業が進められている。

国道34号線のバイパスとなるべき都市計画道路杭出津松原線、主要地方道大村貝津線、大村レインボー道路、大村湾グリーンロード等の整備が進むにつれ、更に、34号線の4車線化も進捗されており、渋滞も改善に向けて進んでいる。

また、国道444号線も市東部地区の活性化に寄与するとともに佐賀県及び福岡県南部地区との連結幹線道として発展してきている。

5 鉄道、高速自動車道

JR大村線は、佐世保方面、長崎方面への交通手段として利用されている。また、九州新幹線西九州ルート工事が2022年完成に向けて順調に進捗しており、長崎自動車道の大村インターチェンジ、2018年3月に開通した木場スマートインターチェンジの利用と併せ、県内外への高速交通体系の整備が進んでいる。

6 空港

大村湾に浮かぶ箕島に世界初の海上空港として1975年につくられた長崎空港があり、本土とは約1kmの箕島大橋によりつながっている。

1979年に上海定期便が初就航し、国際空港としての第一歩を踏み出した。

2011年、旧大村空港開設当初からのA滑走路1,200mが、国土交通省から防衛省に移管され、現在、A滑走路は大村飛行場となり、海上自衛隊大村航空基地が管理し、長崎県防災航空隊、長崎県警察航空隊が所在、使用している。

現長崎空港は、旧B滑走路3,000mを管理・運航している。

7 自衛隊施設

大村市内には、陸上自衛隊の大村駐屯地、竹松駐屯地及び海上自衛隊の大村航空基地の3つが所在している。

(1) 陸上自衛隊大村駐屯地

陸上自衛隊大村駐屯地は、大村市の中心部付近に位置し、長崎県（壱岐、対馬を除く）全域の災害派遣担当部隊である第16普通科連隊を基幹部隊として、第4施設大隊、大村駐屯地業務隊等が駐屯する面積約32.5万㎡を有する駐屯地である。

(2) 陸上自衛隊竹松駐屯地

陸上自衛隊竹松駐屯地は、大村市の中心よりやや北よりの大村湾沿いに位置し、第7高射特科群（ホーク部隊）を基幹部隊として、竹松駐屯地業務隊等が駐屯する面積約36万㎡を有する駐屯地である。

(3) 海上自衛隊大村航空基地

海上自衛隊大村航空基地は、大村市の中心よりやや北よりの大村湾沿いに位置し、陸上自衛隊竹松駐屯地に隣接し、第22航空群（ヘリコプター部隊）を基幹部隊として面積約31万㎡を有する基地である。

(4) 演習場

大村市の東側山側に陸上自衛隊竹松駐屯地業務隊が管理する大多武演習場、面積約106万㎡を有している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

大村市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
 - ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダム破壊
 - イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設、JR駅、空港ターミナル等の爆破、列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
 - ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の使用による放射能の汚染・拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
 - イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来